

# 第1回

## 梅小路公園緑の館レストラン事業者の 選定に関する意見聴取会議

日 時 令和6年10月10日（木）午後3時00分～  
場 所 京都市役所分庁舎3階 建設局大会議室

# 第1回梅小路公園緑の館レストラン事業者の選定に関する 意見聴取会議 次第

開催日時：令和6年10月10日（木）  
午後3時～

開催場所：京都市役所 分庁舎3階  
建設局大会議室

1 開会、挨拶

2 委員の紹介 【公開】

3 議題

(ア) 募集要項（案）について【公開】

(イ) 審査項目及び審査基準（案）について【非公開】

4 閉会

## 【配布資料】

- |     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 資料1 | 梅小路公園緑の館レストラン事業者の選定に関する意見聴取会議 委員名簿 |
| 資料2 | 配席図                                |
| 資料3 | 梅小路公園緑の館レストラン事業者の選定に関する意見聴取会議開催要綱  |
| 資料4 | 募集要項（案）                            |
| 資料5 | 審査基準の詳細（案）                         |

※ 資料4の一部は非公開  
※ 資料5は非公開

## 梅小路公園緑の館レストラン事業者の選定に関する意見聴取会議

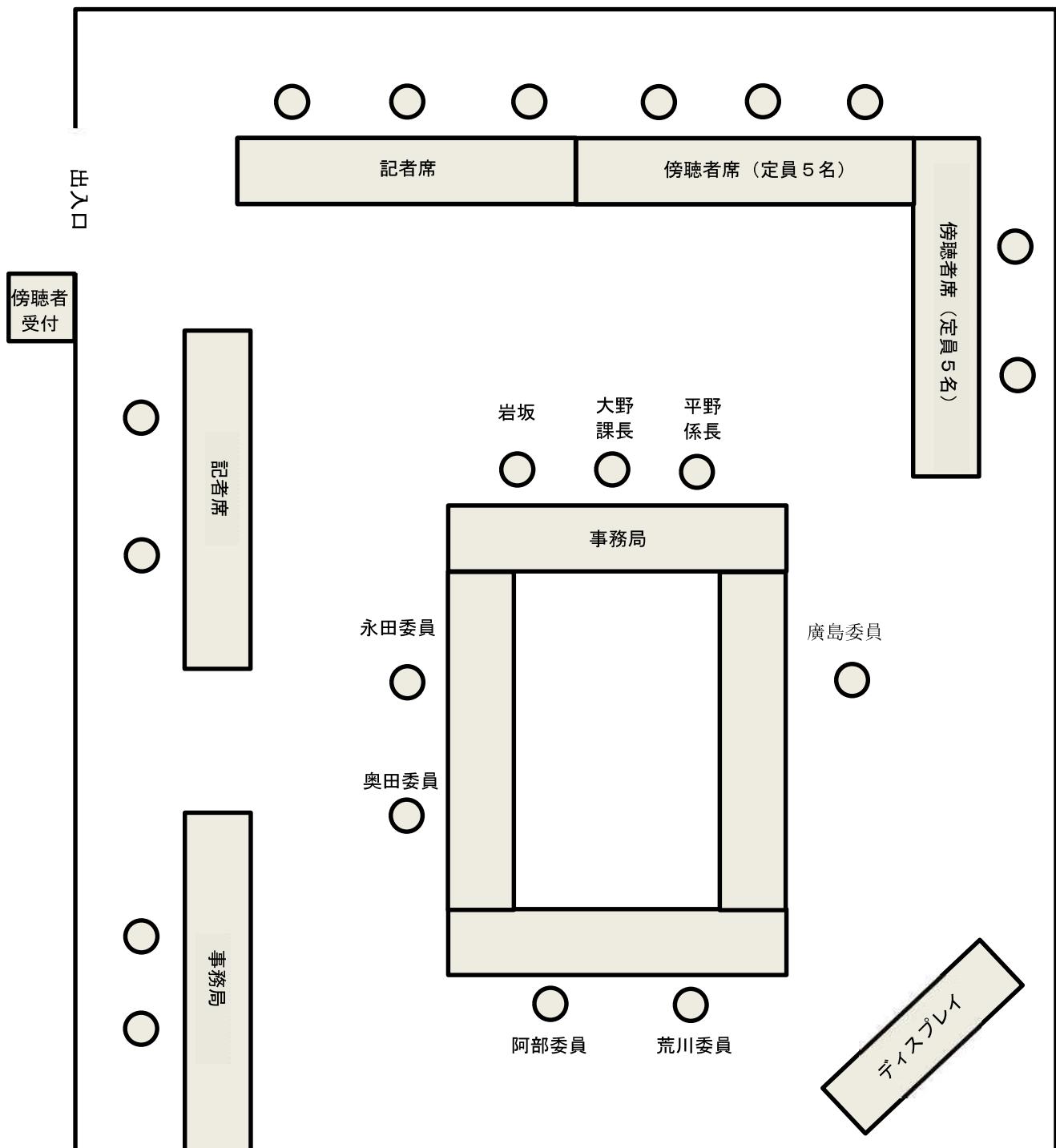
### 委員名簿

氏名	所属等	分野
阿部 俊彦	立命館大学理工学部 建築都市デザイン学科 准教授	有識者
荒川 朱美	京都芸術大学芸術学部 環境デザイン学科 教授（副学長）	有識者
奥田 希充子	公認会計士	有識者
永田 盛士	京都市建設局みどり政策推進室長	職員
廣島 豊	大内学区自治連合会会长	地元

(五十音順・敬称略)

## 配席図

京都市役所 分序舎 3階 建設局大会議室



## 資料3

### 梅小路公園緑の館レストラン事業者の選定に関する意見聴取会議開催要綱

#### (会議の設置)

第1条 梅小路公園緑の館レストラン事業者の選定に当たり、多様な視点から意見を聴取することにより、梅小路公園のサービス向上・更なる活性化等を図るため、梅小路公園緑の館レストラン事業者の選定に関する意見聴取会議（以下「会議」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (審議事項)

第2条 会議では、次の各号に掲げる事項について委員から意見を聴取する。

- (1) 募集要項、審査基準に係る事項
- (2) 事業者の選定に係る事項
- (3) その他建設局長が必要と認める事項

#### (委員)

第3条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者の中から、市長が就任を依頼する。

2 前項の規定により就任する委員の人数は、5人以内とする。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から令和7年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 会議には、委員長及び副委員長を置く。

2 市長は、委員のうちから委員長及び副委員長を指名する。  
3 委員長は、会議の進行をつかさどる。  
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 会議は、一部非公開とする。  
3 会議は、必要があると認める場合、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 会議の庶務は、建設局みどり政策推進室において行う。

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則  
(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月4日から施行する。

## 京都市梅小路公園 緑の館レストラン運営事業者募集要項

梅小路公園は、JR梅小路京都西駅に隣接し、また、京都駅から徒歩約15分という市街地の中心に位置しているながら、豊かなみどりがあり、多くの方々に利用されている公園です。園内には、緑の館をはじめ、広々とした芝生広場や遊具が設置されているすざくゆめ広場、にぎわいのある七条入口広場などがあり、子どもがのびのびと遊べ、大人も楽しみくつろぐことのできる空間があります。

公園のほぼ中央に位置する緑の館には、管理事務所のほか、多目的に利用できる貸室やイベントホールがあり、また、その南側には、平安遷都1200年を記念した日本庭園「朱雀の庭」や「いのちの森」が位置しており、緑の館と一体となった和の空間を楽しむことができます。

そのほかには、京都水族館、京都鉄道博物館やビバスクエア京都といった民間の活力を活用した公園施設があり、JR梅小路京都西駅の開業や周辺地域におけるホテル・商業施設の立地等により、近年更なる人の流れが生み出されています。

さらに、週末には七条入口広場や芝生広場で多種多様なイベントが開催されており、梅小路公園は現在、京都駅西部エリア的一大拠点として進化を遂げつつあります。

今回、そのような梅小路公園において、利用者の利便性を更に高めるため、緑の館レストラン店舗の企画立案から出店管理まで、自らが全ての業務を運営する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。事業者の選定に当たっては、使用料の提案価格に加え、早朝や夜間の賑わいを創出し、公園の活性化や公園を起点とした周辺地域活性化に向けた企画運営の提案を含めたプロポーザル方式により総合的に評価し、決定します。

### 1 緑の館レストランの概要

(1) 所在地：京都市下京区觀喜寺町 梅小路公園緑の館内

(2) 営業時間：原則として午前9時～午後10時

ただし、早朝や夜間の賑わい創出のため、午前7時～午後11時の間で提案いただくことができます。

(3) 使用料：**最低価格** 円／年（税込）以上で事業者から提案された使用料又は売上高の10%のいずれか高い額

※最低価格は固定資産評価額と建物全体評価額の算定結果に基づき、毎年度当初に算定し直すものとします。

※算定し直した最低価格が提案使用料を上回った場合は、算定し直した最低価格を提案使用料に置き換えます。

(4) 保証金：提案された使用料の3箇月分

(5) 管理許可期間：令和7年4月1日以降の内装工事着手日から令和10年3月31日まで  
なお、令和10年4月1日以降については、それまでの使用状況等を勘査し、引き続き3年ごとに管理許可の更新を可能とします。

※事業期間は、概ね20年間（令和27年3月31日まで。内装工事及び原状回復を含む）と見込んでください。

(6) 使用開始：内装工事着手日とします。

(7) 使用面積：332.29m<sup>2</sup> (資料1「管理許可範囲図」参照)

(管理許可面積) (内訳) 客席 157.46m<sup>2</sup>/厨房 47.01m<sup>2</sup>/  
更衣室 11.15m<sup>2</sup>/庭園部 91.67m<sup>2</sup>/

屋外（駐車スペース等） 25.00m<sup>2</sup>

(8) 用途地域等：準工業地域・準防火地域・市街地型美観形成地区・遠景デザイン保全区域・屋外広告物禁止区域

(9) 設備条件：電 気 単相：厨 房 10.00kVA  
屋内客席 24.30kVA  
屋内テラス席 0.30kVA  
三相：厨 房 10.00kW

ガ ス SGPφ40

水 道 給水：PDφ40（立上管の管径）

下 水 VPφ100（〃）

通信機器 個別契約（事業者と供給会社との直接契約になります。）

セキュリティ 指定管理者が緑の館全体を契約

その他 内装工事は事業者の負担のもと施工していただきます。  
事業者の搬入車両は、バックヤードを使用してください。

#### （参考：梅小路公園概要）

- 開 園：平成7年4月
- 面 積：137, 129m<sup>2</sup>
- 開園時間：24時間（休園日なし）
- 管 理：指定管理者（公益財団法人 京都市都市緑化協会）
- 交 通：JR嵯峨野線「梅小路京都西」駅下車すぐ  
JR・地下鉄・近鉄「京都」駅中央口より塩小路通を西へ徒歩約15分
- 公園施設等：
  - ①緑の館 1階：レストラン、イベント室  
2階：梅小路公園管理事務所、和室、茶室
  - ②朱雀の庭 池泉回遊式庭園 約9, 000m<sup>2</sup>
  - ③いのちの森 朱雀の庭から続く樹林や草地、池や流れ、樹冠回廊
  - ④芝生広場、野外ステージ
  - ⑤すざくゆめ広場 約5, 700m<sup>2</sup>、広場内に軽飲食店
  - ⑥市電ひろば 市電車両（4両）の展示。うち、南側2両が売店
  - ⑦京都水族館 日本初の内陸型・環境共生型水族館、平成24年3月開館
  - ⑧京都鉄道博物館 平成28年4月開館
  - ⑨ビバスクエア京都 屋外型スポーツ体験広場（スケートリンク等）、  
カフェ（スターバックス）、トイレ、無料休憩所
  - ⑩駐車場 大型バス 26台  
思いやり駐車場 119台
  - ⑪駐輪場 バイク 75台 自転車 376台

## 2 募集する店舗

### (1) 業務内容

公園利用者の利便に供するレストラン

### (2) 応募できない店舗の種類、事業内容

- ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」その他これらに類する業に該当するもの
- イ 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設に該当せず施設内の店舗としてふさわしくないもの

- ウ 社会通念上、公序良俗に反するもの
- エ その他法令に違反するもの

### 3 応募資格

応募できる方は、本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容を責任もって実現できる事業者とします。ただし、次の各号に該当する場合は、応募できません。

また、応募は単独に限らず共同体でも可とします。共同体で提案する場合、いずれかの個人又は法人を代表者とすることとし、構成する全ての個人又は法人が、当該要件に該当しないことが必要となります。

- (1) 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあっては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者
- (2) 有資格者名簿に登載されていない者にあっては、募集開始日現在において、引き続いて2年以上営業等を行っておらず、かつ、納税義務者にあっては、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税が未納となっている者（本市に市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあってはこれらが未納となっている者）。
- (3) 応募する個人、法人又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 応募する個人、法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く）。
- (5) 応募する個人、法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者
- (7) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (8) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (9) 応募する個人、法人にあっては役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

### 4 募集条件

- (1) 開業に伴い実施する内装及び設備工事における設計・施工・監理並びに前述の行為に必要な許認可申請（計画の変更を含む）については、事業者の責任及び負担により行っていただきます。
- (2) 本施設における京都市所有の建築物及び設備は資料2「梅小路公園緑の館レストラン 京都市所有の建築物及び設備の修繕・更新区分」の「項目」のとおりです。項目にないものは事業者にて準備してください。また、事業の開始に伴い、必要な消防設備の増設及び消防機関への届出は事業者にて行ってください。
- (3) 資料2に含まれる京都市所有の建築物（外壁及び屋根も含む）及び設備の日常の

維持管理、点検及び清掃は事業者にて実施してください。防災設備は、一部指定管理者の管理する公園の設備と一体となっているため、指定管理者と協力のうえ、点検を実施してください。点検の結果、防災設備に是正が必要となった場合は、事業者の負担にて対応してください。

また、指定管理者と協力し、管理許可範囲周辺の清掃を行ってください。

- (4) 老朽化や不具合等により、建築物及び設備修繕に更新が必要になった場合は、資料2に沿って、対応します。京都市所有の建築物及び施設で資料2に記載のないものが出てきた場合は、本市と事業者の協議により決定します。

事業者が持ち込んだ設備及び現事業者から引き継いだ設備の日常の維持管理、点検、清掃、修繕及び更新は事業者にて実施してください。

- (5) 現事業者と今回選定された事業者との間で協議のうえ、現事業者が所有する設備を引き継ぐことは可能です。後ほどトラブルになることのないように、両者にて必要な手続きを実施してください。その手続きに本市は関与しません。

- (6) 管理許可範囲外に工作物を設けたり、商品を販売・陳列したりする等の行為はできません。「1(7) 使用面積」以外を活用したい場合は、公園管理上支障にならない場合に限り、使用面積の追加を認めますが、その範囲としては、緑の館入口部分（数寄屋門）から緑の館内及び建物周辺とします。

(追加面積の提案例)

- ・移動式の看板や室外機等各種機器の設置
- ・緑の館入口部分（数寄屋門）からレストランの入口前までの通路部分の利用
- ・朱雀の庭桟敷部分からレストランに入店できる経路の確保
- ・レストランから朱雀の庭に入園できる経路の確保

※朱雀の庭の利用料金は別途発生する（料金徴収方法は別途協議）。

なお、追加面積の使用料は、固定資産評価額から毎年度当初に算定し、提案使用料とは別で御負担いただきます（参考：1m<sup>2</sup>当たり年額 　　円（令和7年度））。

- (7) 使用料は、提案使用料と売上高の10%を四半期ごとに比較し、いずれか高い額を使用料額とします。使用料の算定方法を資料3のとおり示します。

また、最低価格は固定資産評価額と建物全体評価額の算定結果に基づき、毎年度算定し直すものとします。算定し直した最低価格が提案使用料を上回った場合は、算定し直した最低価格を提案使用料に置き換えます。

なお、提案者は任意に「1(7)使用面積（管理許可面積）」を減じることはできません。

- (8) 光熱水費等に要した費用は、事業者と供給会社との直接契約ができないため、公園の指定管理者が算出する、施設で使用した光熱水量に当たる金額を負担していただきます。

- (9) 営業に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物及びリサイクル物品等については、減量、再資源化に努めるとともに、各法令等に基づき、事業者で適切に処理してください。

- (10) 事業者は、使用期間が満了した場合は、その期間の終了日までに、また、管理許可が取り消された場合は本市が指定する期日までに事業者の負担により原状回復し、本市へ返還してください。

- (11) 資料2については、応募申込者へ直接配布いたします。御希望の方は、応募資料の配布開始後、提出書類受付期間終了までの間に、「18 問合せ及び提出先」までお越しいただくか、電子メールにて御連絡ください（あわせて電話確認もお願いいい

たします。)。

## 5 事前説明会（店舗見学会）

本件の公募に当たり、実際の店舗を見学していただく事前説明会を開催します。  
事前説明会の参加には、以下の申込手続が必要となります。

なお、事前説明会にはできるだけ出席してください。

### (1) 申込方法

- ア 事前説明会（店舗見学会）参加申込書（別紙1）を「18問合せ及び提出先」へ提出してください。
- イ 電子メール又はFAXにより別紙1を送付した場合は、速やかに市庁舎開庁時間内（午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで）に「18問合せ及び提出先」の電話番号まで確認の電話をしてください。
- ウ ア及びイの手続き完了をもって出席を認めます。

### (2) 受付期間

令和6年11月8日（金）午前10時～11月14日（木）午後5時  
※受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

### (3) 実施日時及び集合場所

- ア 日時  
令和6年11月19日（火）午前9時～午前10時30分（予定）
- イ 集合場所  
京都市梅小路公園緑の館1階 イベント室

### (4) 実施内容及び注意点

- ア 実施内容  
緑の館1階イベント室で募集概要を説明した後、移動し店舗を見学していただきます。  
※現事業者が使用中の店舗となります。必ず本市職員の誘導に従い、店内設備等に触れることのないようにしてください。
- イ 注意点等  
当日現地における質問は原則として受け付けません。同日以降、「6 質疑受付」に従って、文書で提出してください。

## 6 質疑受付

### (1) 受付方法

- ア 質問書（別紙2）に記入のうえ、「18問合せ及び提出先」へ提出してください。
- イ 電子メール又はFAXにより別紙2を送付した場合は、速やかに市庁舎開庁時間内（午前9時から正午まで、又は午後1時から午後5時まで）に「18問合せ及び提出先」の電話番号まで確認の電話をしてください。
- ウ ア及びイの手続き完了をもって質疑を受理します。

### (2) 受付期間

令和6年11月8日（金）午前10時～11月20日（水）午後5時  
※受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

### (3) 質疑に対する回答

令和6年11月27日（水）までに、質疑に対する回答書をみどり政策推進室ホ

ームページで公表します。ただし、やむを得ない事情により、回答が遅れる場合は、その旨をあらかじめ、ホームページにおいてお知らせします。回答書は、本要項と一体として、要項と同等の効力を有するものとします。

## 7 応募申込及び提出書類

### (1) 申込方法

本項の(3)提出書類を直接持参又は郵送により、「18 問合せ及び提出先」へ提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず簡易書留でお願いします。

### (2) 受付期間

令和6年11月27日(水)～12月18日(水) 午後5時必着

※受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

### (3) 提出書類

下記書類を原本1部、写し1部の計2部ずつ提出してください。

ア 京都市梅小路公園 緑の館レストラン運営事業者選定プロポーザル参加申請書（様式1）

イ 出店提案書（様式は自由ですが、「10 審査基準」の項目①～⑧の内容を全て具体的に記載してください。）

ウ 店舗平面図（家具・什器等のレイアウト図を兼ねる）・イメージ図（店舗のイメージが分かるもの、様式は自由）

エ 資金計画書（様式2-1・2-2）

オ 会社概要（様式3）

カ 過去の実績調書（様式4）

※契約書の写し等の実績を証明する書類を添付してください。

キ 履歴事項全部証明書（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）

ク 納税証明書（提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書）

（ア）所得税又は法人市民税、消費税及び地方消費税

（イ）市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市において課税のある場合に限る。）

ケ 法人にあっては財務諸表（提出日の直前2事業年度の各年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含むものに限る。）、税務申告書のうち別表一、別表四、別表五）、個人にあっては直前2年間の確定申告書の写し

コ 印鑑証明書（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）

サ 誓約書（様式5）

シ 暴力団排除措置に係る誓約書（様式6）

※様式6については、本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿に登載されている方の提出は不要です。

ス 共同体の場合は、各構成員全ての所在地、名称、代表者氏名を記載し、各構成員の実印の押印及び代表となる個人又は法人、業務、リスク、負担等の分担が明記された協定書の写しを提出すること。

## 8 出店提案書（7(3)イ）の内容

緑の館は、「庭園の上部に屋根をかけた空間」をイメージして、平成6年に建築しました。同時に施工した「朱雀の庭・いのちの森」と一体となるような意匠であり、

館内は限りなく庭園の自然と溶け合う空間となっています。緑の館レストランも同様に、朱雀の庭が一望でき、館外のテラス空間も合わせて市街地にありながら非日常を味わえる空間となっています。とりわけ、庭園内から緑の館レストラン南面を望むと、お客様を迎えるのに良好な風景となっています。一方で、緑の館レストランの正面入口は、園路部分の数寄屋門から数十メートルある通路を通る必要があることから、公園利用者に対してレストランの存在を認識させることや、「入りやすさ」を向上させる工夫が求められます。

また、朱雀の庭・いのちの森と一体化していることから、その雰囲気・コンセプトを尊重した空間を醸成することを重要視しており、オープンテラス部分を活用した客席数の増加など、公園利用者の利便性、快適性向上に資する提案を積極的に求めます。

以上を踏まえ、本市が新たな緑の館レストランに求めるものは以下のとおりであり、これらの内容を踏まえた提案書を作成し、提出願います。

#### 『緑の館レストランに求めるもの』

- ・朝、夜の充実に加え、平日昼間に若者世代を呼び込む『新たな需要喚起』
- ・オープンテラスを活用し、朱雀の庭と一体となった『特別な空間演出』
- ・緑の館から「梅小路公園」「京都」を発信、『公園魅力向上の核』
- ・京都駅西部エリアの価値向上に向けた『公園施設・地域との連携』

なお、具体的な評価の基準は、「10 審査基準」に示しており、提案内容実施に係る費用は、事業者が負担するものとします。

### 9 提出書類・面接審査

#### (1) 日時

令和6年12月下旬

※場所と時間については、応募者へ個別にお知らせします。

#### (2) 提出書類・面接審査

ア 審査は、「10 審査基準」に基づき、提出書類及び面接により有識者を交えた意見聴取会議での意見を踏まえ、行います。

イ 選考に当たっては、主に提出書類に基づき、1応募者当たり20分程度（説明10分、質疑応答10分）の面接を予定しています。

※面接時において、既に提出した提出書類の差替えは一切できません。

※説明に当たっては、提出書類のみを活用いただき、説明してください。

※応募者多数の場合は、面接審査に参加する事業者を各審査項目の評定点に応じて選抜することができます。

### 10 審査基準

(1) 意見聴取会議では、応募者の提案に対する意見を聴取し、以下の審査項目について評価を行ったうえで、本市が事業者及び次点者を選定します。

(2) 事業者に選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合や出店を自ら辞退した場合等については、次点者を事業者として決定します。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行います。また、合計点が満点の■割以上の場合に限り、事業者として選定します。

審査項目に係る配点は、**資料4**「審査項目及び審査基準」のとおりです。

### 1.1 事業者の決定

事業者は、意見聴取会議の審査を参考に本市が決定します（令和7年1月上旬頃の予定）。

選定結果は、面接実施後、全ての応募者へ郵送により通知します。

なお、審査の結果、ふさわしい提案がなかった場合は、事業者を決定しない場合があります。

### 1.2 審査後の手続

- (1) 都市公園法及び同施行規則に基づき、公園施設管理許可申請書を提出していただきます。
- (2) 内装工事着手は、管理許可書発行後となります。また、次の場合には、事業者としての決定を取り消しますので御注意ください。
  - ア 正当な理由がなく、指定する期日までに管理許可申請の手続きに応じない場合
  - イ 事業者が、資金状況の変化等により店舗の設置又は運営ができないとみなされる場合
  - ウ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

### 1.3 出店に必要な資金等

- (1) 保証金は、使用料の3箇月分を、管理許可の通知以降、指定する期日までに納めていただきます。  
保証金は、使用期間中無利息でお預かりし、使用期間終了時に使用料等の債務がある場合は、精算のうえお返しします。
- (2) 店舗内の内装、造作及び設備に係る費用は、事業者に負担していただきます。
- (3) 店舗用の看板が必要な場合、原則として設置・管理及び必要な許認可申請等は、事業者の責任及び負担により行っていただきます。

## 1 4 特記事項

- (1) 「1 緑の館レストランの概要」及び梅小路公園周辺の状況を考慮したうえで営業計画等を立てるようしてください。
- (2) 梅小路公園の災害時における公園利用者等への支援に関し、本市と事業者が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的に、災害時における公園利用者等への支援に関する協定を締結するものとします。
- (3) タバコ類は販売できません。また、本市が好ましくないと判断した物品については、販売を禁止する場合があります。
- (4) アルコール類の提供は可能ですが、主としてアルコール類を提供することのないようにしてください。
- (5) 開業までに、取り扱う販売品目と販売価格について、本市に届け出ることが必要です。
- (6) 本件店舗の使用は、都市公園法第5条第1項の規定による管理許可に基づくもので、本事業の実施については、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、京都市都市公園条例、京都市都市公園条例施行規則、京都市梅小路公園条例及び京都市梅小路公園条例施行規則並びにこれらの規定に基づく処分に定めるところによるものとなります。

## 1 5 その他

- (1) 許認可等の取得  
営業に関して許認可を必要とする業種については、事業者の責任において取得してください。また、開店までにその写しを本市に提出していただきます。
- (2) 滞納等による退店  
使用料等を滞納した場合や施設内の秩序を乱す行為があった場合は、管理許可を取り消し、事業者の費用負担により退店していただくことがあります。
- (3) 権利譲渡の禁止  
事業者は、京都市都市公園条例第19条によりその地位を譲渡し、又は他人に利用させることができません。
- (4) 売上の報告  
別に定める方法により、日ごと及び月ごとの売上や客数について、事業者にて集計し、報告してください。また、その根拠となる資料(POSレジから出力される帳票等)を合わせて提出してください。  
ただし、本市は、店舗の個別売上が特定される形態での公開を行わないものとします。
- (5) その他
  - ア 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。
  - イ 本市は公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられません。
  - ウ 本件に応募し、事業者に選定された場合であっても、各種届出・申請等で許可が得られない場合は、出店できない場合があります。
  - エ 事業者が、次のいずれかに該当したときは許可を取り消すことがあります。  
なお、この場合、本市に損害が生じたときは、事業者はその損害を賠償しなければなりません。

- (ア) 管理許可条件に違反したとき
- (イ) 本市の数度に及ぶ更正指示に従わないとき
- (ウ) 事業者の財産状態が悪化し又は悪化する恐れがあるという相当の事由があるとき

オ 事業者に責のない場合でも、都市公園法第27条第2項の規定による監督处分により、管理許可を取り消す場合があります。  
この場合における事業者に対する損失補償は、都市公園法の定めによります。  
カ 事業者は、使用期間が満了した場合又は管理許可を取り消された場合には、本市が指定する期日までに自己の負担で原状回復し、返還していただきます。

## 16 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出された全ての書類等は返却できません。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- (5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

## 17 主なスケジュール

内 容	日 程
公募資料の配布開始	令和6年11月 8日（金）
事前説明会参加受付期間	令和6年11月 8日（金）～11月14日（木）
事前説明会（店舗見学会）	令和6年11月19日（火） 場所：緑の館レストラン
質疑受付期間	令和6年11月 8日（金）～11月20日（水）
提出書類受付期間	令和6年11月27日（水）～12月18日（水）
第2回意見聴取会議 (書類・面接審査)	令和6年12月下旬
審査結果通知	令和7年1月中旬
店舗事業者の決定	令和7年1月中旬

## 18 問合せ及び提出先

京都市建設局みどり政策推進室 指定管理担当(平野、岩坂)

電話番号 075-222-4114 FAX番号 075-212-8704

電子メールアドレス [ryokusei@city.kyoto.lg.jp](mailto:ryokusei@city.kyoto.lg.jp)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
(京都市役所 分庁舎3階)